

# 名義貸しのトラブル

契約上の名義を貸すことは、自分が契約当事者であるという意思を表示したことです。名前を貸しただけということは通用しません。

＜事例＞相談者は50代の男性。知り合いの男性から携帯電話の契約に名義を貸してほしいと頼まれて2社で3台の携帯電話を契約。料金は支払わなくてよい、絶対に迷惑はかけないと言われていたが、電話会社から15万円の請求書が届いた。

**ほかに中・高校生などが軽い気持ちで学生証を貸してしまい、結果として名義を貸したことになるケースもあります！**

携帯電話の名義貸しが行われる背景には「迷惑メール」の送信や「アダルトサイト料金等の架空請求」に利用されている可能性があります。名義人は知らないうちに違法行為に加担しているおそれもあります。

## ご注意ください！

- \* 携帯会社からの利用料金請求は契約名義人が負うことになります。
- \* 滞納し契約解除になった場合は、すべての携帯電話との契約ができなくなる可能性があります。
- \* 安易に運転免許証・学生証・生徒手帳などは他人に渡さないようしましょう。